

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			

刑 企 第 2 1 号
令 和 7 年 5 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

この度、青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程が別紙のとおり制定された。

制定の理由及び内容については下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の理由及び内容

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役刑と禁錮刑の両刑を一元化した「拘禁刑」が創設され、本年6月1日から施行されることに伴い、現行の規程における「禁錮」の表記を「拘禁刑」に変更されるもの。

2 施行期日

令和7年6月1日

担当：刑事部刑事企画課

青森県公安委員会規程第5号

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

青森県公安委員会委員長 横町俊明

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程（昭和60年2月青森県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程（昭和60年2月青森県公安委員会規程第1号）

改正後	改正前
<p>様式第19号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">技能検定員欠格事由不該当申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>私は、道路交通法第99条の2第4項第2号に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 25歳未満の者 ロ 過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者 ハ 第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ニ 自動車等の運転に関し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又はこの法律に規定する罪（第117条の2の2第1項第9号の罪を除く。）を犯し <u>投獄刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ホ 技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者 <p>のいずれにも該当しないものであることを申立てます。</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p>様式第19号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">技能検定員欠格事由不該当申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>私は、道路交通法第99条の2第4項第2号に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 25歳未満の者 ロ 過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者 ハ 第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ニ 自動車等の運転に関し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又はこの法律に規定する罪（第117条の2の2第1項第9号の罪を除く。）を犯し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ホ 技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者 <p>のいずれにも該当しないものであることを申立てます。</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>

様式第20号（第9条関係）

教習指導員欠格事由不該当申立書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏 名

年 月 日生

私は、道路交通法第99条の3第4項第2号に規定する

イ 21歳未満の者

ロ 教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者

ハ 次のいずれかに該当する者

- ・ 過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者
- ・ 第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- ・ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又はこの法律に規定する罪（第117条の2の2第1項第9号の罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

のいずれにも該当しないものであることを申立てます。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。

様式第20号（第9条関係）

教習指導員欠格事由不該当申立書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏 名

年 月 日生

私は、道路交通法第99条の3第4項第2号に規定する

イ 21歳未満の者

ロ 教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者

ハ 次のいずれかに該当する者

- ・ 過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者
- ・ 第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- ・ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又はこの法律に規定する罪（第117条の2の2第1項第9号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

のいずれにも該当しないものであることを申立てます。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。